※「福祉タクシー券」と「自動車燃料費助成」の併用はできません

【福祉タクシー券（障がい者対象）】

対 町内在住（施設入所の方は除く）で次のいずれかの手帳を所持している方

①身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚・内部に係る障がいの程度が1・2級

②養育手帳A

③精神保健福祉手帳1級

補 年間48枚（4枚×12カ月）

【自動車燃料費助成】

対 町内在住で本人または同居家族が所有する自家用車を自ら運転する方で、身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚・内部に係る障害の程度が1・2級の方

補 上限1500円／月
※じん臓機能障害の方は上限2000円／月

【高齢者等移動手段確保助成】

対 町内在住で次に該当する方

・75歳以上

・妊娠中または出産1年以内の方

【ご利用になれる会社】

・（一社）足柄オンデマンド（のるーと足柄）

・松田合同自動車（株）

・小田原報徳自動車（株）

・箱根モビリティサービス（株）

・神奈中タクシー（株）

・秦野交通（株）

補 年間72枚（6枚×12カ月）
300円／回

申 福祉課窓口、電子メールで受け付けます。申請書に必要事項を記入の上、窓口に提出または送付してください。

持 身分証（健康保険証・母子手帳など）

松田町新規就農者等担い手支援補助金

問 観光経済課
☎(83)1228

新規就農者の確保および地域農業者の規模拡大を支援し、地域農業の振興を図るため、新たに町内の農地（市街化区域を除く）を借りる方、所有権を取得した方を対象に補助金を交付します。

【申請方法】

町で定める申請書兼請求書に必要事項を記載の上、農地の権利が移転、設定されたことを証明できる書類を添付し、町観光経済課に提出

※申請書は町公式サイトに掲載および役場窓口にて配布します

交付に必要な要件、交付金額などについての詳細は町公式サイトをご確認ください。

詳細はこちら

案内・募集

軽自動車（種別割）の減免手続き

問 税務課
☎(83)1224

障がいがある人のために使用する軽自動車などに課税される軽自動車税（種別割）について、減免を受ける場合は申請が必要です。窓口での申請に加え、郵送でも申請を受け付けます。対象の方には、軽自動車納税通知書に減免申請書を同封しますので、期限までに手続きをしてください（**納税通知書は5月1日に発送予定です**）。なお、期限までに申請が無い場合、減免は受けられませんので、ご注意ください。障がい者お一人につき、一台の減免となります。普通車の減免から軽自動車の減免に変更する場合にも手続きが必要となるため、別途お問い合わせください。

令和7年度「固定資産課税台帳の閲覧」「土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」

問 税務課
☎(83)1224

日 4月1日（火）～6月2日（月）
8時30分～17時15分
※土曜、日曜、祝日を除く

場 役場2階 税務課窓口

持 本人確認できる書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

費 無料